

有建工土 第9号 令和7年度社会資本整備総合交付金事業 冠水表示装置移設工事

第1章 総則

第1項 本特記仕様書は、有建工土 第9号 令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 冠水表示装置移設工事(以下「本工事」という)に適用する。

第2項 本工事は設計図書及び本特記仕様書による外、次に掲げるもの(以下「共通仕様書等」という)により実施するものとする。

1. 電気通信設備工事共通仕様書

2. 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値

3. 土木工事施工管理の手引き

※土木工事等共通仕様書等は、佐賀県 県土整備部、農林水産部及び地域交流部において定めたものをいう。

※土木工事等共通仕様書等及び別添特記仕様書中の図書等については、本工事契約時点での最新版を使用すること。

第2章 施工条件

第1項 本工事の施工にあたっての施工条件を下記に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者及び受注者で協議し、契約変更の対象とする。

1) 工程関係

- ・ 通常の施工時間帯で予定している。
- ・ 本工事は隣接する既発注工事も含め、工期延期にかかる事由が発生した場合には、変更契約(工期延期変更契約)を可能とする。

2) 用地関係

- ・ 本工事における借地は予定していない。借地が発生する場合には役務費にて計上を行う。

3) 公害関係

- ・ 工事に伴う公害防止(騒音・振動・粉塵・排出ガス等)については、特段考慮していない。
- ・ 水替、濁水処理等は特段考慮していない。
- ・ 事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

4) 安全対策関係

- ・ 本工事における交通誘導員の算定は概数を計上しているが、現地状況等に伴い変更する場合は別途協議を行うものとする。
- ・ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策は、特段考慮していない。

- 5) 工事道路関係
 - ・ 資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に地元住民等からの制限は受けていない。
- 6) 仮設備関係
 - ・ 本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完成した段階で撤去するものとする。
- 7) 工事支障物件等
 - ・ 工事区域の占用等の支障物件については、確認されていない。
- 8) 薬液注入関係
 - ・ 薬液注入工法の施工予定はない。
- 9) その他
 - ・ 工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。(歩道等の占用にて対応予定)
 - ・ 現場発生品及び支給品等はない。
 - ・ 関係機関・自治体等との近接施工は無い。
 - ・ 新技術・新工法・特許工法は予定していない。
 - ・ 本工事においては、引渡前に部分使用は予定していない。
 - ・ 用水の取水については、特段考慮していない。
 - ・ 施工箇所内の支障木伐採は、工事請負業者で行う。

第3章 その他

第1項 県産品資材の優先使用

佐賀県リサイクル認定製品に登録されている、溶融スラグ入りコンクリート二次製品に該当する規格については、その製品を原則使用すること。また、認定製品の登録状況により元請業者から新材使用の協議があった場合は、工事打合せ簿により監督員の承諾を得るものとする。

第2項 ワンデーレスポンスについて

- 1) この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは現場の問題発生に対する迅速な対応の実施をいい、受注者からの工事打合せ簿による質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち(24時間以内)」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- 2) 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
- 3) 受注者は監督職員に対し、漠然と相談や質問をするのではなく、必要最小限の「判断材料」及び、「理由」を揃えること。後に、追加資料を求める場合がある。
- 4) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに書面にて監督職員へ報告すること。
- 5) 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第3項 電子納品について

- 1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子成果品とは、「電子納品運用ガイドライン(佐賀県県土整備部)」及び国土交通省等の「工事完成図書(土木設計業務等)の電子納品要領(以下、「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2) 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で2部、紙成果品を1部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、国土交通省等の「電子納品運用ガイドライン【土木工事編(業務編)】」を参考にすることとする。
- 3) 検査帳票を電子データとする場合は「電子納品運用ガイドライン(佐賀県県土整備部)」に基づいて作成した電子検査帳票を電子媒体(CD-R)で1部提出する。
- 4) 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。また、検査帳票についても同様の取り扱いとする。
- 5) 電子データで提出する電子成果品及び電子検査帳票の押印(印影)の取り扱いは、電子納品ガイドラインによることとする。
- 6) 受注者は、本工事を実施するにあたり、事前協議を実施するとともに、結果を事前協議チェックシートに記載し、施工計画書に添付する。
また、その他内容に疑義を生じた場合は、速やかに監督職員と協議しその指示を受けなければならない。

第4項 法定外の労災保険の付保について

- 1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第5項 建設業退職金共済制度の加入について

○佐賀県県土整備部土木工事等共通仕様書第1章第49節第3項

受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金納付書の写しを工事請負契約締結後1ヵ月以内及び工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

(※注1)

上記の仕様については、以下の取り扱いとする。

- 1) (※注1):「及び工事完成時」とは、工事契約締結当初は、工場製作の段階であるため建設業退職者共済制度(以下「建退共制度」という)の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内(契約締結後1ヵ月)に当該工事に係る収納書を提出できない事情があると認められる場合において、あらかじめ発注者に申し出たときは、この限りではない。
- 2) 請負契約額の増減変更があった場合において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。
また、購入しなかった場合は、その理由を書面より申し出ること。
- 3) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。
- 4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること。
又は、建退共制度の掛け金相当額を下請代金中に算入し、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- 5) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者において事務処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- 6) 受注者は発注者から、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求められた場合には提出すること。

第6項 個人情報の取扱いについて

本工事により知り得た個人情報については、本工事の施工のためだけに使用するものとし、それ以外の目的に使用することを禁ずる。

また、個人情報が記載された書類、函面等については、受注者において厳正に管理し、廃棄を行う場合においては、外部に漏洩することがないように適切に処理すること。

第7項 提案(工事特性・創意工夫・社会性等)について

受注者は、当該工事において、佐賀県土木工事成績評定要領 別表-1,2に示す審査項目の「工事特性」「創意工夫」「社会性等」に関して提案するものがあれば、工事打合簿等の書式で実施状況(提出様式-1,2)により提出することができる。

- ・提案する案件は、着工前に必ず発注者側と打合せを行うこと。
- ・着工前の打合せ及び実施後の最終的な提案に際し、実施状況(提出様式-1,2)を提出する。
- ・最終的な提案の期限は工事完了時までとし、その内容は明確に記載するとともに必要な資料を添付すること。
- ・事前打合せした案件の全てが評価されるとは限らないことに留意すること。また、内容や効果等の記載が不適切なものは評価しない。

第8項 品質管理

受注者は、品質を「電気通信工事監督技術基準(案)」に定める試験項目、試験方法により管理するものとする。

週休2日試行工事特記仕様書

本特記仕様書は、有建工土 第9号 令和7年度 社会資本整備総合交付金事業 冠水表示装置移設工事(以下「本工事」という)に適用する。

- 1 本工事は、週休2日試行対象工事である。
- 2 受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日実施希望の有無を工事打合せ簿にて提出するものとする。
- 3 週休2日を希望した受注者は、施工計画書提出時に週休2日の取得が確認できる工程表(任意様式)を監督員に提出するものとする。また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休2日取得が確認できる変更計画工程表(任意様式)を監督員に提出しなければならない。
- 4 週休2日を希望した受注者は、「週休2日試行工事」であることを記載した看板を設置するものとする。
- 5 受注者は、工程表(任意様式)に週休2日の実施状況を記入し、月毎に取りまとめ、翌月監督員に提出するものとする。また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際は提示し監督員の確認作業に協力しなければならない。
- 6 雨天等により、現場閉所を行った場合または工事工程の都合により、予定している休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を監督員へ報告をしなければならない。また、以下に掲げる状況など受注者の責によらないと判断できる場合で休日(振替日を含む)に作業を行う場合、休日扱い若しくは休日の振替を選択できることとし、選択結果は監督員へ作業日以降に報告するものとする。
 - ①発注者が作業を要請した場合
 - ②現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合
 - ③周辺住民等からの苦情、危険防止など緊急を要する作業が必要な場合
- 7 受注者は、工事完了後、週休2日についての調査が実施された場合は、調査に協力をしなければならない。
- 8 週休2日試行工事の実施にあたっては、本特記仕様書及び「佐賀県「週休2日試行工事」実施要領」等によることとし、疑義が生じた場合又は記載のない事項については、監督員と協議するものとする。